別紙様式７号

農地中間管理事業貸付希望農用地等登録申出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

農地中間管理機構

公益社団法人ひょうご農林機構理事長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　-

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

※氏名及び代表者職氏名は、自署又は記名押印とする

　農地中間管理事業を活用して、下記農用地等の貸付をしたいので、「貸付希望農用地等リスト」への登録を申し出ます。

　なお、承諾事項については、全て同意します。

記

１　対象農用地等　　別紙のとおり

２　承諾事項

（１）申し出のあった農用地等については、機構が市町等関係機関の協力を得て状況（現状、面積、権利関係など）を確認したうえで、「貸付希望農用地等リスト」として整理を行い、借受希望者に情報提供するとともに(公社)ひょうご農林機構HPで農地情報（地番・地目・面積）を提供すること。

（２）「貸付希望農用地等リスト」に登録しても、権利は移動しないため、借受希望者とのマッチングが整い、機構が所有者から農用地等を借り受けるまで、農用地等の管理は所有者が行うこと。

（３）機構から権利を転貸する農用地利用集積計画を市町が策定した場合において、当該農用地利用集積計画に記載のある農用地等に係る権利が転貸されること。

（４）借受者が見つからないなど、農地中間管理事業を活用できない場合があること。

（５）一定期間を経ても借受者がみつからない場合は、申出者に連絡のうえ、「貸付希望農用地等リスト」から削除すること。

（６）15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の３第１項の土地改良事業が行われることがあること。

【留意事項】

①　申し出のあった農用地等の借受希望があった場合は、申出者に確認・連絡のうえ、借受希望者との調整（マッチング）に入っていきます。

②　農地中間管理事業は、市街化区域外の農用地等が対象です。

③　森林の様相を呈しているなど復元が著しく困難な農地や、復元しても継続利用が見込めない農地はリストへの登録をお断りする場合があります。

④　機構が農用地等を借り受ける期間は、原則10年以上としています。

※　申出書に記載いただいた住所、氏名などの個人情報は、農地中間管理事業に活用するため、借受者、行政機関に提供する場合があります。

なお、機構が農用地等を借受けるため、市（町）が策定する農用地利用集積計画において、法令に基づき申出者の住所の市町名、氏名および借受農用地等が公表されますのでご承知ください。